

1 修正のポイント

（1）国の防災基本計画の修正に伴う県地域防災計画の見直し

- 国においては、令和2年5月に、防災基本計画を中央防災会議において修正
- 本県においても災害予防、災害応急対策等の充実・強化に向けて、防災基本計画の修正を参考に、県地域防災計画を適切に見直し

【防災基本計画修正の主な内容（県地域防災計画に関わるもの）】

- 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平時からの検討、実施
- 被災者への物資支援の充実
- 災害時外国人支援コーディネーターの育成

（2）県の防災施策を踏まえた見直し

- 県地域防災計画を踏まえ策定している県災害備蓄指針について必要な改訂をすることとしたことに合わせ、県地域防災計画に必要な規定を追記（整備）
- 避難所における多様なニーズに適切に対応できるよう、必要な規定を追記（整備）

（3）其他所要の見直し

- 各種表記の適正化
- 県の組織改編等に伴う修正

2 主な修正内容

（1）国の防災基本計画の修正に伴う県地域防災計画の見直し

- ① 「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営ガイドライン」について追記
⇒ 本文に追記のうえ、資料編に追加【第2章第5節】
- ② 避難場所について、ホテルや旅館等の活用を検討することを追記
⇒ 規定内容：「市町村は、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。」【第2章第5節】
- ③ 「分散避難」について追記
⇒ 規定内容：「市町村本部長は、感染症予防の観点から、避難者が特定の避難所に集中しないよう配慮する（分散避難）。」【第3章第15節】 ほか
- ④ 避難所における過密抑制について追記
⇒ 規定内容：
 - 「市町村本部長は、当該市町村が設置する指定避難所をできる限り多く開設する。（以下略）」【第3章第15節】
 - 「市町村本部長は、避難所における過密抑制に配慮する。」【第3章第21節】 ほか
- ⑤ 被災者への物資支援の充実について、県の防災施策についても勘案し県災害備蓄指針について必要な改訂をすることとしたことに合わせ、県地域防災計画に必要な規定を追記
⇒ 規定内容：
 - 備蓄物資、義援物資、流通在庫備蓄、プッシュ型支援【第2章第6節の2】
 - 指針については、本文に追記のうえ、資料編に追加【第2章第6節の2】
- ⑥ 災害時外国人支援情報コーディネーターを育成していくことを追記
⇒ 規定内容：「県及び市町村は、国等と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図るものとする。」【第2章第6節】

（2）県の防災施策を踏まえた修正

- ① 感染症対策物資の備蓄について追記【県災害備蓄指針の改訂内容】
 - 感染症対策物資：マスク、消毒液、非接触体温計、間仕切り（パーテーション）、段ボールベッド
 - ② 必要に応じ進めてきた備蓄等について追記（既に調達している物資を含む）【県災害備蓄指針の改訂内容】
 - 男女共同参画の視点からの物資：液体ミルク、哺乳瓶
 - 高齢者等要配慮者向けの物資：オストミー対応トイレ、アレルギー対応食品
 - その他特に必要がある物資：ブルーシート
 - ③ 備蓄の現状等に係る時点修正【県災害備蓄指針の改訂内容】
 - ④ 性別によるニーズなど、多様なニーズに適切に対応していくための修正
⇒ 規定内容（右記例示は備蓄に関する市町村の役割）：「物資の備蓄計画（品目、数量、配置場所）を定めるものとし、計画を定める場合にあっては、性別、性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違いや高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、外国人、乳幼児及び妊産婦等（要配慮者）の多様なニーズに配慮する。」【第2章第6節の2】 ほか
- ### （3）其他所要の見直し
- ① 気象予報・警報等及び緊急輸送道路に係る表記の適正化
 - ② 県の組織改編（復興防災部の新設）等に伴う修正
[概要]
県の復興局と総務部総合防災室を統合・再編
 - ・総務部総合防災室⇒復興防災部防災課、消防安全課に改組
 - ・復興局⇒復興危機管理室、復興推進課、復興くらし再建課に改組
 - ③ その他（他の地域への訪問の際の留意事項 ほか）

※ 地震・津波災害対策編、火山災害対策編及び原子力災害対策編についても、本編に準じ必要な見直しを行ったこと。